

# 子ども医療費助成事業における柔道整復師の施術に係る療養費の現物給付化について（制度の概要）

千葉県健康福祉部児童家庭課

千葉県では、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援のため、子どもの疾病に係る医療費を公費で助成する子ども医療費助成事業を実施しています。医療費については平成15年4月から現物給付方式により実施していますが、平成24年4月からは柔道整復師の施術に係る療養費についても受領委任払いにより現物給付の対象とすることといたしました。

## 1 子ども医療費助成事業の概要

### （1）事業の実施主体

子どもの居住する市町村

### （2）対象者

千葉県内に居住する小学校3年生までの子ども

※ 所得制限を設けている市町村では、対象とならない場合があります。

（この場合、受給券は交付されません。）

### （3）給付対象額

通院：保険診療の一部負担金額（※ 平成24年4月1日以降の施術）

### （4）自己負担額

通院1回につき0円、200円、300円、500円のいずれか

※ 自己負担額は市町村により異なります。（受給券に記載）

### （5）給付方法

現物給付方式により実施

※ 施術機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担のみで施術を受けることができます。

※ 受給券の提示がない場合や県外で受療した場合は、償還払いとなります。

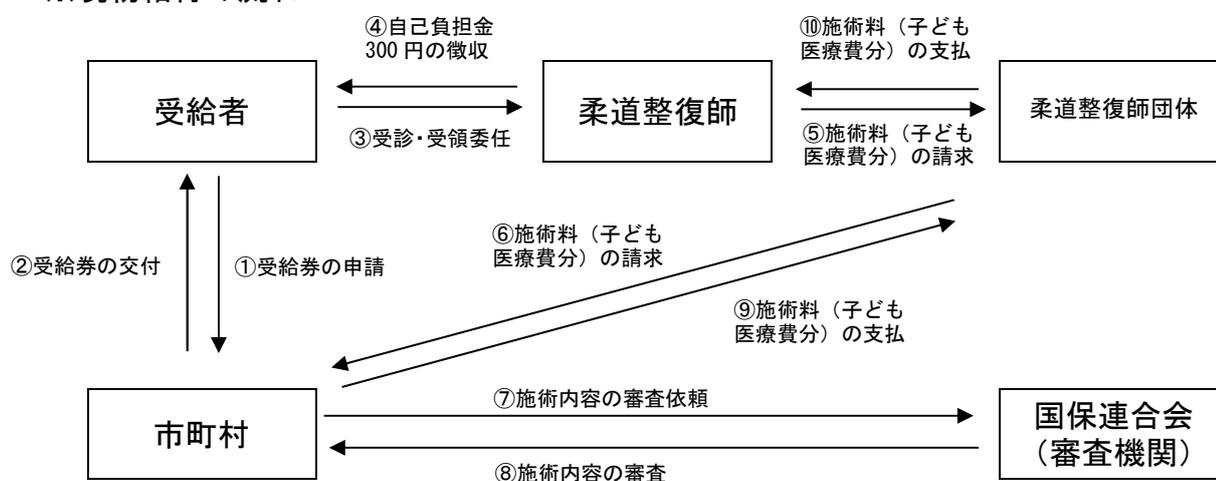
※ 千葉県と柔道整復師の団体との間で受領委任契約を締結することによって現物給付を実施します。（団体に加入していない個人の柔道整復師においては、原則償還払いとなりますが、現物給付を希望する場合は、県と直接受領委任契約を締結することにより現物給付を実施できます。）

\* 鍼灸マッサージは、受領委任の対象となっていないため、現物給付の対象外となります。

## 2 現物給付の概要

- (1) 対象 柔道整復師の施術に係る療養費（鍼灸マッサージは対象外）
- (2) 実施方法 県と柔道整復師の団体とで現物給付（受領委任）に関する契約を締結（団体へ加入していない個人の柔道整復師は原則償還払い）
- (3) 審査機関 千葉県国民健康保険団体連合会
- (4) 支払機関 市町村
- (5) 実施日 平成24年4月1日（平成24年4月施術分から）

### ※現物給付の流れ



- (1) 柔道整復師は、受給者の受領委任により、加入団体に子ども医療費分の施術料を請求する。
  - (2) 団体は、会員から請求された子ども医療費分の施術料を取りまとめ、市町村に請求する。（団体に加入していない柔道整復師は、直接市町村へ請求する。）
  - (3) 市町村は、資格確認を行った後、国保連合会に施術内容の審査を依頼する。
  - (4) 国保連合会は、施術内容を審査し、市町村に支給申請書を返送する。
  - (5) 市町村は、国保連合会の審査の結果、適正と認められるものについて、団体に施術料を支払う。（団体に加入していない柔道整復師へは直接支払う。）
- ※ 請求内容に疑義があるものについては、適宜、保護者に施術の内容、回数等を照会する。
- (6) 団体は、各会員に施術料を支払う。

## 3 その他

- (1) 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる療養費については、子ども医療費助成制度の対象となりませんので注意してください。（別添資料参照）
- (2) 制度の詳細については「千葉県子ども医療費助成事業の手引き（柔道整復師用）」県ホームページへ掲載）を参照してください。

# 子ども医療費助成制度における独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いについて

千葉県健康福祉部児童家庭課

千葉県子ども医療費助成制度の助成対象となる子どもが、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりません。
- 子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう市町村から周知されています。
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、子ども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL:03-5410-9162）へお問い合わせください。

## 《問い合わせ先》

千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健担当 TEL 043 (223) 2332  
又は受給券を発行した市町村（電話番号は受給券の裏に記載）